

開催結果

No	ページ	該当項目	委員意見	計画本文の修正	県の対応・考え方	修正後
1	0	全体として	新規および拡充する内容が加わり、また用いられる用語の見直しも含めて、第1期よりも、より具体性と実効性が高たされているように感じます。具体的な指標を掲げることは簡単なことではありませんが、引き続き取組の改善に向けて、私も関わらたいと思います。		引き続き、御意見を賜りたいと存じますのでよろしくお願ひいたします。	
2	2	第1章 計画策定に当たって 1 計画策定の趣旨 ・（略）・を策定し、全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現」というのは、「個々人の安心感」を指すわけだから、あらゆる場において、全ての人の多様性が尊重され、安心して生活できる社会の実現」としてはどうが、ひとりがよりイメージをつかみやすいのではないかと考える。ついては、以下のように統一してはどうでしょうか。 ~~~~~ 本県では、令和4年（2020年）7月に施行された「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画」（令和5年度（2023年度）～令和7年度（2025年度））（以下「第1期計画」という。）を策定し、あらゆる場において、全ての人の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現を目指し、「性の多様性に関する理解の増進」「相談しやすい体制の充実」「暮らしやすい環境づくりの三本柱で取組を推進してきました。 ・（略）・施行され、 性的マイノリティに係る違憲判決 が出されるなど、性的マイノリティを…（略）…。	有	(前段) 御意見を踏まえ、「性の多様性」の注釈を以下のとおり修正し、本文については原案のとおり進めたいと考えております。 (2ページ) 注記2 性的指向及び性自認の多様性。性の在り方は男女という二つの枠組みではなく連続的かつ多様である。性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）の頭文字をとった「SOGI」という言葉が用いられることが多い。県は、あらゆる場において、全ての人の多様性が尊重されるよう取組を進める。 (後段) 御意見を踏まえ、「性的マイノリティが原告となる訴訟において違憲判決が出されるなど」と修正します。	注記2（性の多様性） 性的指向及び性自認の多様性。性の在り方は男女という二つの枠組みではなく連続的かつ多様である。性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）の頭文字をとった「SOGI」という言葉が用いられることが多い。県は、あらゆる場において、全ての人の多様性が尊重されるよう取組を進める。 第1章 計画策定に当たって 1 計画策定の趣旨 …（略）… この間、国においても「性的指向及びジンジャーインディティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行され、性的マイノリティの権利の制限に係る違憲判決が出されるなど、性的マイノリティを取り巻く状況は変化しつつあります。県では第1期現行計画の計画期間の満了に当たり、これまでの成果や課題を踏まえ、性の多様性を尊重した社会づくりを更に進めるため、第2期埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画（令和8年度（2024年度）～令和10年度（2026年度））を策定するものです。	
4	2	第1章 計画策定に当たって 1 計画策定の趣旨 ・（略）・施行され、 性的マイノリティに係る違憲判決 が出されるなど、性的マイノリティを…（略）…。	3段落目「性的マイノリティに係る違憲判決がおられるなど」 →性的マイノリティに対して、違憲である判決が出たように誤認される恐れを感じる表現 代案「性的マイノリティが原告となる訴訟において違憲判決がおられるなど」	有	御意見を踏まえ、「性的マイノリティが原告となる訴訟において違憲判決がおられるなど」と修正します。	第1章 計画策定に当たって 1 計画策定の趣旨 …（略）… この間、国においても「性的指向及びジンジャーインディティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行され、性的マイノリティが原告となる訴訟において違憲判決がおされるなど、性的マイノリティを取り巻く状況は変化しつつあります。 …（略）…
3	2	第1章 計画策定に当たって 1 計画策定の趣旨 ・（略）・第2期埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり基本計画（令和8年度（2024年度）～令和10年度（2026年度））を策定するものです。	「令和8年度（2024年度）～令和10年度（2026年度）」を「令和8年度（2026年度）～令和10年度（2028年度）」に修正	有	御指摘のとおりです。修正します。	第1章 計画策定に当たって 1 計画策定の趣旨 …（略）… この間、国においても「性的指向及びジンジャーインディティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行され、性的マイノリティが原告となる訴訟において違憲判決がおされるなど、性的マイノリティを取り巻く状況は変化しつつあります。
5	3	第1章 計画策定に当たって 4 性の多様性に関する本県の状況 (1) 性的マイノリティがおかれた状況 (1段落目 省略) この調査で性的マイノリティに分類される人の数は184人(回答者5,606人の3.3%)でした。	「この調査で性的マイノリティに分類される人の数は3.3%でした。」としてはどうか。ここで的人数にはあまり意味はなく、(2) (3) の調査結果でも人数は示していない。人数を示すことでミスリーディングにつながるのではないかと思いました。	有	御意見を踏まえ、本文を「この調査で性的マイノリティに分類される人の割合は3.3%（有効回収数：5,606件）でした。」に修正します。	第1章 計画策定に当たって 4 性の多様性に関する本県の状況 (1) 性的マイノリティがおかれた状況 (1段落目 省略) この調査で性的マイノリティに分類される人の割合は3.3%（有効回収数：5,606件）でした。
6	4	第1章 計画策定に当たって 4 性の多様性に関する本県の状況	いろいろなアンケート分析がなされているが、N値が低い、ここを高めることができることになるのではないか		アンケート調査は、信頼性が高いデータを収集することを前提に規模を決定しております。埼玉県民を対象としたアンケート調査では、回答数（n値）が5,000であれば誤差はおよそ1.9%となり、信頼性の高いデータとして扱い差しえないと考えているため、回答数がおよそ5,000となるような規模の調査を実施しました。	
7	6	第1章 計画策定に当たって 4 性の多様性に関する本県の状況 (1) 性的マイノリティが置かれた状況 (2) 学生時代における性的マイノリティが置かれた状況 ア 学生時代に性的マイノリティであること／関連したこと／悩んだ経験 資料	「学校で性的マイノリティについて学んだ経験があるか」という調査に対し、若い年代ほど肯定的な回答が多くなっており、社会の変化に応じて学校が取り組んできている様子が分かります。		引き続き、御意見を賜りたいと存じますのでよろしくお願ひいたします。	
8	10	第1章 計画策定に当たって 4 性の多様性に関する本県の状況 (2) 共生社会を実現するために最も重要な取組 資料	このデータを示した意図はなぜですか？特定の年代の女性が特に多く回答していることを、県はどのように捉え、どの施策に反映させたのですか？私はこのデータを見て、それ以外の人たちは、「何を重要だ」と答えたのか気になります。例えはドット描み上げグラフや円グラフで年代別に理由の内訳が分かるようにすることは可能ですか？その方が客観的にデータを分析できるような気がします。		県としては、若い年代が性的マイノリティへの理解促進が最も重要と多く回答していることを踏まえ、大学生向けの取組等の若者向けの取組を実施しております。なお、この調査は共生社会全般に係る内容となっており、他の回答項目は性の多様性以外の分野（女性の社会参加、障害、外国人など）となっています。本計画の内容とは趣旨が異なるデータであるため、グラフについては原案どおりさせていただきたいと考えております。	

9	11	第1章 計画策定に当たって 4 性の多様性に関する本県の状況 (3) 性の多様性に関する言葉の認知度 アライの定義（脚注8）	アライの認知度が指標に新たに加わったものの、2割程度の認知度しかない現状を踏まえると、アライの定義を注で小さく表記するではなく、本文に定義を示した方がいいと思います。	有	御意見を踏まえ、アライの他、アライの説明文を本文中に付記します。付記する場所については、計画本文においてアライの定義が重要な、指標のページ（P21 第2章 計画の基本的な考え方 4計画の指標 NO 2 アライの認知度 指標の定義・説明）とさせていただきます。 県政世論調査において、「アライという言葉を聞いたことがある」と回答した人の割合。第1期計画でじいじ県民講座の参加者数が指標を大きく上回ったため、第2期計画では学ぶことから一歩進んで、アライとして行動していただくことを目指すため、この指標を選定。
10	11	第1章 計画策定に当たって 4 性の多様性に関する本県の状況 アライの定義 (3) 性の多様性に関する言葉の認知度 脚注8(アライ) 英語で「同盟」や「味方」を表す言葉で、性的マイナリティを理解し、支援している人、または支援したいと思う人のこと。	「8 英語で「同盟」や「味方」を表す言葉で、性的マイナリティを理解し、支援している人、または支援したいと思う人のこと。」を「8 英語で「同盟」や「味方」を表す言葉で、性が多様であることを理解し、環境改善のため性的マイナリティと共に行動、支援している人、または行動、支援したいと思う人のこと。」というように、本来の意味に沿ったものに修正してください。 上述の修正が難しい場合、「英語で「同盟」や「味方」を表す言葉で、性的マイナリティをめぐる問題を理解し、支援している人、または支援したいと思う人のこと。」という変更是可能ですか。		御意見は承りました。アライの定義については様々な定義があり、当事者の中でも異なる見があると認識しています。第2期計画では現行計画どおりとし、今後、アライの定義について検討してまいります。
11	17	第1章 計画策定に当たって 5 第1期計画の成果と課題 (3) 課題と第2期計画の方向性	(3) 課題と第2期計画の方向性 …また、じいじ県民相談において、傾聴により気持ちや課題を整理するだけでなく、相談内容に応じて弁護士会や社労士会等の専門支援機関につないでいく必要があります。 →上記相談者は個人のみを想定しているようだが、支援者や学校、福祉施設などから相談を受け、適切な助言や研修を案内する必要があると考える。		にじいじ県民相談では、性的マイナリティ及びその周りの方からの相談を受け付けており、支援者への相談対応も実施しております。また、企業等団体としてはじいじ企業研修やじいじ企業相談を通じて支援しております。
12	17	第1章 計画策定に当たって 5 第1期計画の成果と課題 (3) 課題と第2期計画の方向性	第1段落目3行目 これまでの取組の継続し、拡充していく必要があります。 →これまでの取組を継続し、拡充していく必要があります。 (てにはの指摘で申し訳ありません)	有	御指摘のとおりです。修正します。
13	20	第2章 計画の基本的な考え方 3 計画の体系 「生計を共にする同性パートナーの権利や身分に関する制度や手続の見直し」（＊ほかにもP29と30に同じ記述）	「同性パートナー」の場合、法律上同性のトランジエンダーとシスジェンダーのカップルで、本人たちのアイデンティティ化は異性カップルである場合もあるため、「法律上同性のパートナー」とした方が良いかと思いました。	有	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 ① 生計を共にする法律上同性のパートナーの権利や身分に関する制度や手続の見直し
14	21	第2章 計画の基本的な考え方 4 計画の指標 指標①性の多様性が尊重され、安心して生活できる社会が実現されていると感じる県民の割合	「(1)性の多様性が尊重されることと安心して生活できる社会が実現されている」には2つの評価内容が含まれています。第1期へのパフォーマンスでは、「性の多様性が尊重されることと安心して生活できる社会」が書かれているといったコメントが多く寄せられました。このような考え方による結果のぶれを避けるため、今回の評価項目の焦点と思われる「性の多様性が尊重されていると感じる県民の割合」というシンプルな質問に変更、あるいは、2つめの項目として「性的マイナリティが安心して生活できる社会が実現されている」を設定、としてはどうでしょうか。		福島県の多様性を尊重した社会づくり条例第3条（基本理念）において、「性の多様性を尊重した社会づくりは、全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できるよう、行われなければならない。」と定め、第1期計画でも「全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現」を目指していることから、「性の多様性が尊重されること」と「安心して生活できる社会の実現」は不可分の指標とし、実現することが重要であると考えております。 そのため、原案どおり、御指摘の2つの評価内容を合わせた指標とさせていただきたいと考えております。
15	21	第2章 計画の基本的な考え方 4 計画の指標 指標①性の多様性が尊重され、安心して生活できる社会が実現されていると感じる県民の割合	この指標をどのような設問において確認するか不明なのですが、「感じる」という主観的な体感をそのまま尋ねると、体感と客観的な状況との乖離が生じるかもしれません。体感だけを聞くのではなく、体感の根拠となる事実についても把握する設問も組み入れた方が、いいかと思います。		アンケートに体感の根拠となる理由を把握する設問を設定し、実施してまいります。
16	21	第2章 計画の基本的な考え方 4 計画の指標 指標①性の多様性が尊重され、安心して生活できる社会が実現されていると感じる県民の割合	当事者が安心できるという割合を測るのと同時に、非当事者で「性の多様性について理解したいと思っている」という態度を示している人の割合を増やすことを目標としても良いのではないかと思いました。		全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現を目指しているため、指標①では当事者かどうかを問わない指標としたいと考えております。非当事者への働き掛けは重要なと考えておりますので、引き続き非当事者への理解増進等に取り組んでまいります。
17	21	第2章 計画の基本的な考え方 4 計画の指標 指標①性の多様性が尊重され、安心して生活できる社会が実現されていると感じる県民の割合	指標名を修正：多様性が尊重され、安心して生活できる社会が実現されていると感じる県民の割合 同様に指標の定義・説明 1 も、インターネット調査において、「個々人の多様な性が尊重され、安心して生活できる社会が実現されていると感じる」回答した人の割合。計画の目標であるあらゆる場において、全ての人の多様な性が尊重され、安心して生活できる社会の実現を達成するため、この指標を選定。		「性の多様性が尊重され」を「多様な性が尊重され」に修正してはどうか、との御意見を踏まえ、「性の多様性」の注釈を以下のお修正し、指標においては原案のとおり進めたいと考えております。 (2ページ) 注記 2 性的指向及び性自認の多様性。性の在り方は男女どちら二つの枠組みではなく連続的かつ多様である。性的指向 (Sexual Orientation) と性自認 (Gender Identity) の頭文字をとって「SOGI」という言葉が用いられることがある。県は、あらゆる場において、全ての人の多様な性が尊重されるよう取組を進める。
18	21	第2章 計画の基本的な考え方 4 計画の指標 指標①性の多様性が尊重され、安心して生活できる社会が実現されていると感じる県民の割合	性の多様性が尊重され安心して感じると回答した人の割合の目標値について カーターの黄金の3割理論に基づいて、「十分に・いつも感じる」割合は、少なくとも 3.0 ~ 3.5 % を上回る数値目標がのぞましいと考えます。		御意見及び調査中の現状値を踏まえて目標値を策定します。

19	21	第2章 計画の基本的な考え方 4 計画の指標 指標②アイの認知度	評価項目②の変更については、賛成です。		原案のとおりさせていただきます。	
20	21	第2章 計画の基本的な考え方 4 計画の指標 指標②アイの認知度	アイとしての行動を増やすことに繋げたいという方向性に賛成します。だからこそアイという言葉の認知度だけではなく、「具体的な行動を起こした」という人の割合を目標としても良いのではないかと思いました。		現時点ではアイの認知度は決して高い状態とは言えないため、第2期計画では目標をアイの認知度の向上に留めています。 他方、御意見のとおり、「具体的な行動を起こした」という人の割合の向上は重要だと考えておりますので、アイを増やす取組を引き続き実施してまいります。	
21	21	第2章 計画の基本的な考え方 4 計画の指標 指標②アイの認知度	毎年0.5ポイントずつ向上させるという根拠は何か。取組を進めることで、もっと高い目標値を設定すべきではないか。せめて、50%以上を目指してほしい。		過去のアンケート結果を踏まえ、令和5年度までの伸び率をおよそ2.1%と見込み、令和5年度(19.1%)から令和6年度(20.6%)の伸び率2.5%の差の4.4%を踏まえて、毎年伸び率を更に0.5%ずつ上昇させることを目標としました。令和11年度以降(第2期計画終了後)もアイの認知度を増やす取組を継続し、50%以上を達成できるよう取り組んでまいります。	
22	21	第2章 計画の基本的な考え方 4 計画の指標 指標③性の多様性に関する理解増進の取組を実施した学校の割合	第一期ですでに90%が取り組みを実施しているとのことですので、例えは「取り組みを継続して続けていく」という学校の割合を目標としたり、特に教職員の理解度を目標とするといった可能性もあるのではないかと思いました。		どの学校にも性的マイノリティの児童生徒が在籍する可能性があることを踏まえ、全ての学校で取組が継続されることを今後とも目指すという意味で、第1期と同様の推進指標としました。	
23	21	第2章 計画の基本的な考え方 4 計画の指標 指標③性の多様性に関する理解増進の取組を実施した学校の割合 指標の定義・説明	「図書館での性的マイノリティコーナー設置」「図書館での性の多様性を含む人権に関するコーナーの設置」修正。「性的マイノリティコーナー」としてしまうと、他の者の目が気になってそのコーナーに近づくこともできなくなってしまうことがあります。	有	委員の意見を踏まえた上で、教科指導(授業)、外部講師による講演等の表記とのバランスを考慮し、「図書館でのコーナー設置」と修正します。	
24	21	第2章 計画の基本的な考え方 4 計画の指標 指標④埼玉県アライチャレンジ企業登録企業数	登録企業数を増やすことも大切ですが、「該当指標数」を増やすことも重要です（内実が伴うよう）。そのとともに目標に入れてください。また県のサイトでは企業名が五十音順で並んでいますが、「該当指標数」でも検索できるようにしていただけると助かります。どこが点数が高いのか（低いのか）知りたいです。就職活動、キャリア教育の時に活用できます。		アライチャレンジ企業登録制度については、第1回施策推進会議でも説明させていただいたとおり、現時点では性の多様性の取組を始める企業の数を増やしていく段階であると考えております。他方で、御指摘のとおり該当指標数の増加も重要な点と考えておりますので、「性的マイノリティが働きやすい環境づくりガイドブック」の配布や「埼玉県アライチャレンジの開催等を通じて、取組の横展開を図ります。該当指標数での検索については、検討してまいります。	
25	21	第2章 計画の基本的な考え方 4 計画の指標 指標④埼玉県アライチャレンジ企業登録企業数	令和10年度終了までに、埼玉県内の経済団体に加入を目標にすれば1000社は可能で、令和13年度終了までに埼玉県内企業数約16万社の10%ぐらいを目標にしても良いのではないか		基本方針Ⅲ具体的な施策①推進項目⑦（32ページ）のとおり、経済団体との連携を強化します。連携強化によりアライチャレンジ企業登録企業数が大幅に増えた場合は、目標数の時点修正を検討します。	
27	23	第3章 計画の内容 基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進 具体的な施策 1 県民や事業者等への意識啓発	研修や認知対象者について 対象者に県民、学生、県職員はあるが、各県内市町村職員、特に警察（ネットワークに記載はあるが）、消防・医療従事者（ネットワークにない）にかかる職員を加え、特に県議員、さらに市町村議員を記載すべきではないか。ここは特に管理職になる人たちに重点を置くべきではないか（年齢の高い人たち）		御意見をいたいたいの方々についても、理解の増進の対象者に含まれております。計画本文への記載については、例えは若者は理解が進んでいる傾向がある。県職員は重点的に理解を進めていたいなど、特に重要だと県が判断した対象者を記載しております。記載していない方々の記載については、今後検討させていただきます。 なお、管理職に対してはにじいろ企業研修を通じて理解を広めてまいります。	
26	23	第3章 計画の内容 基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進 具体的な施策 1 県民や事業者等への意識啓発 推進項目①イ 県政出前講座の実施【新規】	県民の意識啓発、周知に向けて大事な取り組みだと思います。すでに県政出前講座の中で行われているアートDV講座とあわせて、学校などでも活用してもらえるように講座の案内なども関係機関に流すと実施率も上がると思います。		県政出前講座の実施に当たって、関係機関にも周知し、利用数の増加を図ります。	
28	23	第3章 計画の内容 基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進 具体的な施策 1 県民や事業者等への意識啓発 推進項目② 事業者向け研修の実施 基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり 具体的な施策 1 安心して生活できる環境づくりの推進 推進項目⑤ 各業界に対する性の多様性に配慮した企業サービスの提供に向けた働き掛け	アライチャレンジ登録企業の質の向上のため、好事例の紹介を行っていることが第1回委員会で説明されました。これについて、基本計画に案文にも明記してはいかがでしょうか。	有	御意見を踏まえ、修正いたします。修正内容がアライチャレンジ企業登録制度の普及の主旨であることから、「基本方針Ⅲ暮らしやすい環境づくり 具体的施策 2 働きやすい環境づくりの推進 推進項目③アライチャレンジ企業登録制度の普及」とさせていただきます。 ③「埼玉県アライチャレンジ企業登録制度の普及」 性の多様性に配慮した取組を進める県内事業者の取組状況を指標により見える化し、性的マイノリティが働きやすい環境づくりを促進するため、登録制度を普及させていきます。また、取組の好事例について横展開を図ります。	基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり 具体的な施策 2 働きやすい環境づくりの推進 推進項目③アライチャレンジ企業登録制度の普及 性の多様性に配慮した取組を進める県内事業者の取組状況を指標により見える化し、性的マイノリティが働きやすい環境づくりを促進するため、登録制度を普及させていきます。また、取組の好事例について横展開を図ります。
29	23	第3章 計画の内容 基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進 具体的な施策 1 県民や事業者等への意識啓発 推進項目②事業者向け研修の実施	中小企業などや業態にあったにじいろ研修の選択できる研修の充実		御意見を踏まえ、にじいろ企業研修をより利用しやすくなるよう検討してまいります。	

30	24	第3章 計画の内容 基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進 具体的施策①県民や事業者等への意識啓発 推進項目③県職員に対する研修等の実施	案：県職員への研修の実施とともに、市町村職員にも指導・支援する合同研修の実施も必要ではないか。 ③県職員等に対する研修等の実施 へ修正 【理由】 基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実 1 相談体制の充実 「④ 県や市町村等の県内相談機関と連携を図り…」となっていることから、市町村等の職員も県職員と同等の理解を深める指導を県から発信する必要があるのではないか。		市町村に対しては、市町村連携会議における施策の共有、アライアンシップシムにおける研修の実施、出席講座等を通じて、理解を深めています。	
31	24	第3章 計画の内容 基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進 具体的施策①県民や事業者等への意識啓発 推進項目④ 性の多様性に関する情報発信・実態調査などの実施 イ 基本方針Ⅲ 著しくやすい環境づくり 具体的施策② 安心して生活できる環境づくりの推進 推進項目③学校における性の多様性への配慮 ワ	…（略）…を踏まえた新たな取組が展開され、各大学で…（略）…。 言い回しに違和感があります。 …踏まえた新たな取組を展開し、… あるいは…取組をさらに発展させ、… とかどうですか。このネットワークはすでに作られていますよね。	有	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 イ 全ての学生及び職員の性の多様性が尊重され、安心できる環境を実現するため、「埼玉A L L Y 大学ネットワークを通じて、「県内大学及び短期大学における性の多様性に関する取組調査」を踏まえた新たな取組を展開し、各大学で情報発信するように働きかけています。【新規】 イ 全ての学生及び職員の性の多様性が尊重され、安心できる環境を実現するため、「埼玉A L L Y 大学ネットワークを通じて、各大学が「県内大学及び短期大学における性の多様性に関する取組調査」を踏まえた新たな取組を展開し、情報発信するように働きかけています。【新規】	第3章 計画の内容 基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進 1 県民や事業者等への意識啓発 推進項目④ 性の多様性に関する情報発信・実態調査などの実施 イ 全ての学生及び職員の性の多様性が尊重され、安心できる環境を実現するため、「埼玉A L L Y 大学ネットワークを通じて、各大学が「県内大学及び短期大学における性の多様性に関する取組調査」を踏まえた新たな取組を展開し、情報発信するように働きかけています。【新規】
32	25	第3章 計画の内容 基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進 具体的施策② 性の多様性に係る人権教育の推進 推進項目① 児童生徒に対する教育の実施	学校での教育の実施について、きちんと時間数を確保して行っていただきたいと思います。P.21の計画の指標の定義・説明のところを読み、教科指導に限らず、図書室でのコーナー設置やトイレなどの表示の工夫などでも何らかの取り組みをすれば実施したとカウントするなどだと思いますが、学校による取り組み内容やかけた時間の差がなるべくないようした方がよろしいと思います。		児童生徒が性の多様性の尊重に関する正しい知識を身に付けるため、図書室でのコーナー設置に留まらず、教科指導（授業）等においても指導するよう各県立校長や市町村教育委員会に対して働き掛けまいります。	
33	25	第3章 計画の内容 基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進 具体的施策② 性の多様性に係る人権教育の推進 ② 教職員等への研修の実施	p.27 ①県民向け相談の実施一、にて自殺総合対策大綱を根拠として引用しているのであれば、p.25②教職員等への研修の実施の根拠としても、自殺総合対策大綱およびいじめの防止等のための基本的な指針」を根拠として示すことも可能です。あわせてp.27の学校における相談の実施においても自殺総合対策大綱を根拠とすることが可能です。		性の多様性の尊重についての正しい理解を深めるため、教職員等を対象とした研修を実施しています。研修の中で、性的指向・性的自己認定・性的マイノリティを抱える児童生徒の自殺防止につながることも伝えてまいります。	
34	25	第3章 計画の内容 基本方針Ⅰ 性の多様性に関する理解の増進 具体的施策② 性の多様性に係る人権教育の推進 推進項目③ 学校における相談の実施	「一人一人が性的マイノリティの良い理解者・支援者となるように」という表現が、マイノリティが前提となったものになっています。したがって、「一人一人が多様性の中に存在していることを理解し、性的マイノリティが性的マイノリティともに環境改善に取り組むなど、すべての人が行動・支援できるように」と修正してください。	有	委員の意見を踏まえた上で、推進項目①②とのバランスを考慮し、「市町村教育委員会やPTA等と連携し、性の多様性の尊重について理解を深める学習の充実を図ります。」と修正します。	
35	26	第3章 計画の内容 基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実 具体的施策① 相談体制の充実 推進項目① 県民向け相談の実施 イ	表記としては「等」に含まれる内容のためこのままでも良いかもしれません、労働施策総合推進法の改正で、「カミングアウトの強制や禁止」も措置義務に入ったことが反映されるべきと思いました。	有	労働施策総合推進法の改正を踏まえた推進項目をいたため、アウティング及び「カミングアウトの強制や禁止」を例示します。また、他の人権侵害についても対応するため、以下のとおり修正します。 イ アウティングやカミングアウトの強制、禁止等の性の多様性に関する人権侵害について対応するため、関係機関との連携を強化しています。	第3章 計画の内容 基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実 1 相談体制の充実 推進項目① 県民向け相談の実施 イ アウティングやカミングアウトの強制、禁止等の性の多様性に関する人権侵害について対応するため、関係機関との連携を強化しています。
36	26	第3章 計画の内容 基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実 具体的施策① 相談体制の充実 推進項目① 県民向け相談の実施 イ	今回、アウティングに力を入れることはいいのですが、アウティング以前の人権侵害も多くありますから、「アウティングをはじめとする…」とかにしたらどうでしょうか。	有	労働施策総合推進法の改正を踏まえた推進項目をいたため、アウティング及び「カミングアウトの強制や禁止」を例示します。また、他の人権侵害についても対応するため、以下のとおり修正します。 イ アウティングやカミングアウトの強制、禁止等の性の多様性に関する人権侵害について対応するため、関係機関との連携を強化しています。	第3章 計画の内容 基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実 1 相談体制の充実 推進項目① 県民向け相談の実施 イ アウティングやカミングアウトの強制、禁止等の性の多様性に関する人権侵害について対応するため、関係機関との連携を強化しています。
37	27	第3章 計画の内容 基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実 具体的施策① 相談体制の充実 推進項目① 県民向け相談の実施 イ DVや性暴力に関する性マイノリティからの相談について、関係機関と…	案：「情報管理を徹底し」を追記したらどうか 【理由】 DVや性暴力の場合、相手方に相談内容が漏れることも危険があるので、情報管理の徹底について、追記した方が良いのではないか。		情報管理の徹底は当該項目に限らず全ての項目に適用されるため、追記は考えておりません。なお、窓口の案内等に「匿名相談可」「秘密厳守」等を記載し、相談者が安心して相談できる体制を整えます。	
38	27	第3章 計画の内容 基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実 具体的施策① 相談体制の充実 推進項目② 学校における相談の実施	1文目では、学校における相談の実施として、教育局は「スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置する」ことが分かれます。2文目は抽象的でよく分かりません。「どんな支援を誰に対して行うのか？学校へ？当事者へ？」学校における相談の実施について書かれていることは、「相談窓口」は「学校へ相談してね！というリーフレットを児童生徒に配る」ということです？		・性的指向や性自己認定に関する児童生徒や保護者からの相談対応に関して、専門的な助言等を必要とする市町村立中学校・県立学校に対し、外部専門機関から専門家を派遣し、学校における性的指向・性自己認定に関する相談対応の実施及び生徒の性の多様性に係る理解を深める事業を実施しています。 ・毎年度配布している児童生徒用リーフレットに相談窓口を載せ、周知しています。	
39	27	第3章 計画の内容 基本方針Ⅱ 相談しやすい体制の充実 具体的施策① 相談体制の充実 推進項目② 学校における相談の実施	性的マイノリティの児童生徒からの相談に対して学校がどのように対応したか、プライバシーに配慮した形で調査を行い、合理的配慮の事例を公表してほしい。また性的マイノリティの若者に対して行政がヒアリングを行い、過ごしやすい学校の環境整備について当事者が直接意見表明を行える場を作ってほしい。		・学校における支援、配慮の具体的な内容については、「令和2年度学校における性的指向・性自己認定に関する児童生徒への対応に関する状況調査報告書」に記載し、人権教育課HPで公表しています。 ・当課が行う中・高生向け事業の中で、参加者から過ごしやすい学校の環境整備について意見を伺う機会を検討します。	

40	29	第3章 計画の内容 基本方針Ⅲ 暮らしやすい環境づくり	「性的マイリティを含むすべての人が、Jは不要だと思います。 「性の多様性が尊重され…」でいいと思います。		目標である「全ての人があらゆる場において性の多様性を尊重され、安心して生活できる社会の実現」に向けた基本方針であるため、「性的マイリティを含むすべての人が」とさせていただければと思います。	
41	29	第3章 計画の内容 基本方針Ⅲ 普らしやすい環境づくり 具体的施策① 安心して生活できる環境づくりの推進 推進項目① 生計を共にする同性パートナーの権利や身分に関する制度や手続の見直し	同性パートナーに変更されているが、トランジンジャーの異性カップル（戸籍上同性）に配慮して「法的に同性であるパートナー」などの書き振りがほしいのではないか。	有	御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 ① 生計を共にする法律上同性のパートナーの権利や身分に関する制度や手続の見直し	第3章 計画の内容 基本方針Ⅲ 普らしやすい環境づくり 具体的施策① 安心して生活できる環境づくりの推進 ① 生計を共にする法律上同性のパートナーの権利や身分に関する制度や手続の見直し
42	29	第3章 計画の内容 基本方針Ⅲ 普らしやすい環境づくり 具体的施策① 安心して生活できる環境づくりの推進 推進項目① 生計を共にする同性パートナーの権利や身分に関する制度や手続の見直し ア	修正案ではないですが、県のホームページの「制度等実施市町村及び利用可能な行政サービス一覧」(https://www.pref.saitama.lg.jp/a0303/gbtl/partnership-joukyou.html)が、世田谷区 (https://www.city.setagaya.lg.jp/02409/1029.html)と同じくらいの項目が確認できると助かります。		御意見を踏まえ、次回の調査以降、掲載内容を検討します。	
43	30	第3章 計画の内容 基本方針Ⅲ 普らしやすい環境づくり 具体的施策① 安心して生活できる環境づくりの推進 推進項目① 生計を共にする同性パートナーの権利や身分に関する制度や手続の見直し イ	国への提言を目標に入れたことはとても評価できる		原案どおりとし、実施してまいります。	
44	30	第3章 計画の内容 基本方針Ⅲ 普らしやすい環境づくり 具体的施策① 安心して生活できる環境づくりの推進 推進項目② 埼玉県が実施する事務事業における性の多様性への合理的な配慮に関する指針を踏まえた県の事務事業の推進 ア	不勉強でお恥ずかしいのですが「性の多様性の尊重推進員」という人がいるのは、いいですね。どういう人を指しますか?→読み進めているたらp 3 4に記載がありました。それとも p 2 9までの記載を私が見落としたのでしょうか?→例えば p 3 0に注釈を入れるか、「実施に当たっては、県庁各課所等における取組を推進していきます。」という記述はいかがでしょうか。	有	御指摘を踏まえ、以下のとおり注釈を付します。 ア 埼玉県が実施する事務事業における性の多様性への合理的な配慮に関する指針に基づき、県の事務事業を実施していきます。 また、実施に当たっては、「性の多様性の尊重推進員(※20)」により、県庁各課所等における取組を推進していきます。 20 全局的に性の多様性の尊重に関する取組を効果的に推進するため、各所属において「性の多様性の尊重推進員」として設置している。	第3章 計画の内容 基本方針Ⅲ 普らしやすい環境づくり 具体的施策① 安心して生活できる環境づくりの推進 ② 埼玉県が実施する事務事業における性の多様性への合理的な配慮に関する指針を踏まえた県の事務事業の推進 ア 埼玉県が実施する事務事業における性の多様性への合理的な配慮に関する指針に基づき、県の事務事業を実施していきます。 また、実施に当たっては、「性の多様性の尊重推進員(※20)」により、県庁各課所等における取組を推進していきます。 20 全局的に性の多様性の尊重に関する取組を効果的に推進するため、各所属において「性の多様性の尊重推進員」として設置している。
45	30	第3章 計画の内容 基本方針Ⅲ 普らしやすい環境づくり 具体的施策① 安心して生活できる環境づくりの推進 推進項目② 埼玉県が実施する事務事業における性の多様性への合理的な配慮に関する指針を踏まえた県の事務事業の推進 イ	職員の方がインボーカラーグッズを身に付けているのは、安心して話しかけることができると思いますし、象徴として啓発ももつがって良いと思います。		原案のとおり実施してまいります。	
46	30	第3章 計画の内容 基本方針Ⅲ 普らしやすい環境づくり 具体的施策① 安心して生活できる環境づくりの推進 推進項目③学校における性の多様性への配慮	「③ 学校における性の多様性への配慮 ア 学校において、様々な面から考えられる配慮について、児童生徒・保護者の心情等を踏まつ取組を進めています。(教育局) →このままだと「環境づくり」ではなく「個別配慮」になりがちで、これは27ページの②と変わらない内容なので、30ページのものは、以下のように修正してください。 「③ 学校における性の多様性への対応・配慮 ア 学校において、性の多様性を前提として、様々な面(学習内容・教材・教具・事務資料や衣服、校則や慣習など)を性の多様性を前提としたものに改善する取組を進めています。(教育局)」		児童生徒・保護者の心情等を踏えながら、学校における環境づくりを進めていくという意味でこの表現とさせていただきました。	
47	31	第3章 計画の内容 基本方針Ⅲ 普らしやすい環境づくり 具体的施策① 安心して生活できる環境づくりの推進 推進項目④防災対策における性の多様性への配慮	性の多様性に配慮した避難所運営とは、トイレや更衣室はどうか?最近になってようやく「女性」の視点での運営が広まってきた状況です。障害者等への配慮はいかがでしょうか。ベットを連れてきた人や感染症の疑いのある人のへの配慮も、避難所は求められています。非常事態のときに人権に配慮した避難所運営ができるよう、平時に準備しておくことが大切だと思います。		男女別のトイレや更衣室を設けるほか、女性専用の居住スペースや授乳室の設置、性的マイリティの方に配慮した誰でも使えるトイレの設置、女性用品の配布方法の工夫なども含みます。 女性のほか、性的マイリティの方、高齢者、障害者等、避難所内で誰もが安全、安心な生活空間が確保できるよう、県では指針やマニュアル等を定め、市町村に周知しています。 普及啓発として、市町村における Jenner 視点による避難所レイアウトの検討、レイアウトに沿った開設訓練等も併せて推進していきます。	
48	31	第3章 計画の内容 基本方針Ⅲ 普らしやすい環境づくり 具体的施策① 安心して生活できる環境づくりの推進 推進項目④防災対策における性の多様性への配慮	④ 防災対策における性の多様性への配慮 性の多様性に配慮した避難所の設備・運営マニュアルの普及啓発を図ります。避難所の運営においては、性の多様性に配慮した設備・運営を行います。また、被災者の生活再建等の支援については、多様な性を生きる人々に配慮した取組を進めています。(県民生活部、危機管理防災部、都市整備部)		「性の多様性に配慮した取組」を「多様な性を生きる人々に配慮した」に修正してはどうか、との御意見を踏まえ、「性の多様性」の注釈を以下のとおり修正し、本文については原案のとおり進めたいと考えております。 (2ページ) 注釈2 性的指向及び性自認の多様性。性の在り方は男女という2つの枠組みではなく連続的かつ多様である。性的指向 (Sexual Orientation) と性自認 (Gender Identity) の頭文字をとって「SOGI」という言葉が用いられることがある。県は、あらゆる場において、全ての人の多様な性が尊重されるよう取組を進めます。	
49	34	第4章 計画の推進体制 2 市町村への支援と連携	県民が日常生活の中でまず出向く役所は、県庁よりも市役所や役場などで市町村でも、職員がインボーカラーグッズを着用することができるような取り組みなどがあると県民(市民)の周知がより進むと思います。県から市役所や役場へのインボーカラーグッズの配布などを行なうのではないかと思います。		埼玉県性の多様性に係る市町村連携会議を通じて、県の取組を紹介とともに、市町村においても職員の理解が増進されるよう働き掛けます。 県から市町村へのインボーカラーグッズの配布については、アインボジウムを受講した方に配付します。	

50	34	第4章 計画の推進体制	全体を通して、男女共同参画推進センターの役割が見えにくい印象を受けました。男女共同参画推進センター「With Youさいたま」との連携や役割をもう少し明確にすることはできないのかと思いました。県が男女共同参画推進センターと連携していることが推進体制の中で可視化されると市町村が自分たちの自治体での性の多様性に関する取り組みの推進体制を考える上でもモデルになるのではないかと思います。センターとの連携は難しいのでしょうか。		男女共同参画推進センターは性の多様性の内容を含む講座の開催や性的マイノリティからのDV相談の対応を実施し、理解の増進や相談体制の充実を推進しています。第2期計画も引き続き、男女共同参画推進センターと連携して計画に取り組んでまいります。	
51	38	資料編 1 策定の経緯 （4）県議会における報告 …（略）…行政課題報告（令和7年3月○日）	県議会における報告は、令和8年ではなく令和7年ですか？	有	御指摘のとおり、令和8年です。 県民コメントにおいては「資料編」を掲載しないため、添付の資料では御確認いただけませんが、修正させていただきます。	資料編 1 策定の経緯 （4）県議会における報告 …（略）…行政課題報告（令和8年3月○日）